

# 浄化槽設置整備事業補助金について(業者用案内)

大船渡市では、海や河川の汚れを防止するため、専用住宅または店舗等併用住宅(延床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る)に浄化槽を設置する方に、補助金を交付しています。

## ● 補助対象について

浄化槽設置整備事業実施要綱の一部改正に伴い、**令和5年度から、汚水処理未普及の解消につながる合併処理浄化槽の設置費用のほか、汲み取り便槽等の撤去費用及び生活排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管を設置する費用についても補助対象**となっています。なお、次の①～③のいずれかに該当する場合は補助対象外ですので、申請の際にはご注意ください。

- ① 建て替えや増改築、リフォームなどにより既存の合併処理浄化槽を入れ替える場合
- ② 市内の公共下水道や漁業集落排水が整備、または整備予定の区域内で合併処理浄化槽を使用している方が転居し、合併処理浄化槽を新設する場合 ※集合住宅・貸家からの転居や、分家独立を除く
- ③ 合併処理浄化槽を使用している方が市内の浄化槽補助対象区域内で転居し、合併処理浄化槽を新設する場合 ※分家独立を除く

## 補助金の額(限度額)

| 人槽区分 | 要件          | 限度額      |
|------|-------------|----------|
| 5人槽  | 延床面積が130㎡以下 | 414,000円 |
| 7人槽  | 延床面積が130㎡超  | 474,000円 |
| 10人槽 | 二世帯住宅など     | 660,000円 |

※条件によっては補助金の額が変更となる場合があります。詳しい内容は、下水道課担当者までお問い合わせください。

| 区分       | 限度額      |
|----------|----------|
| 撤去費用(※1) | 120,000円 |
| 配管費用(※2) | 330,000円 |

※1 単独処理浄化槽、汲み取り便槽の完全撤去(清掃、消毒、掘り起こし、産業廃棄物処理等)に要する費用

※2 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換により、生活排水を浄化槽へ流入させるために必要な管及び浄化槽の処理水を浸透樹に流入させるために必要な管を設置するための工事費

## 対象地域

公共下水道や漁業集落排水が整備されていない区域及び公共下水道事業計画の認可を受けていない区域

## 対象期間

当該年度の3月10日までに事業が完了するものが補助対象となります。

## ● 交付申請について ※予算の範囲内での申請受付となります。

補助金交付申請書に次の①～⑩の書類を添付して提出してください。また、**必ず浄化槽工事の着手前に申請を行ってください**。着手後に申請された場合は補助対象外となります。

- ① 審査機関を通過した浄化槽設置届出書(写し)または建築確認(写し)
- ② 設置場所の案内図、配置図及び排水系統図
- ③ 登録証及び登録浄化槽管理票(C票)
- ④ 市税に関する証明書(未納税額が無いことの証明や非課税であることが証明できるもの)
- ⑤ 工事請負契約書(写し)及び見積書(写し)
- ⑥ 既存汲み取り便槽等の現況写真及び撤去計画
- ⑦ 浄化槽票(写し) ※建築確認申請に添付したもの
- ⑧ 浄化槽認定シート(認定書・型式認定書・型式適合認定書・型式適合認定書別添仕様書及び図面の計4点)
- ⑨ 人槽算定書
- ⑩ 誓約書 ※将来、公共下水道または漁業集落排水が整備された場合に速やかに接続する旨の誓約

補助金申請書及び上記書類の審査後、交付決定通知書により通知します。工事には、この通知を受けてから着手してください。

## ● 中間検査について

浄化槽本体を埋め戻す前に、浄化槽施工業者（浄化槽設備士）と市担当者の二者による立会いを実施します。本体の確認（メーカーや型番）と二者での写真撮影後、検査調書への署名を行いますので、ボールペンを忘れずに持参してください。日程調整は中間検査を希望する日の概ね3日前にはご連絡をお願いします。

## ● 工事完了後について

### 実績報告

工事完了後30日以内、または3月10日のいずれか早い方までに、実績報告書に次の①～⑤の書類を添付して提出してください。

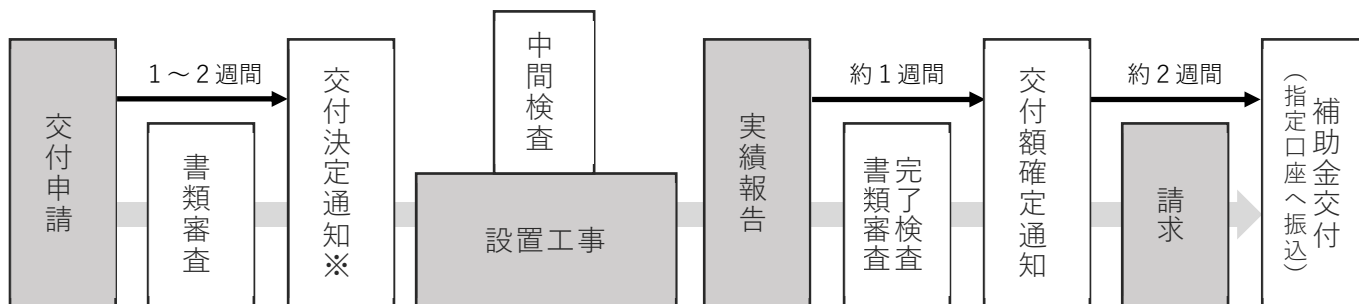
- ① 保守点検業者・清掃業者と交わした業務委託契約書(写し)
- ② 浄化槽法定検査依頼書(写し) ※浄化槽法第7条・第11条検査に係るもの
- ③ 浄化槽工事に係る明細の分かる請求書の写しまたは領収書の写し
- ④ 浄化槽工事状況及び竣工写真
- ⑤ 浄化槽工事施工状況チェックリスト

市担当者による完了検査（現地確認、立会い等不要）と書類審査後、補助金交付決定通知書により通知します。

### 請求書の提出

補助金交付決定の通知後、必要箇所に記入・押印のうえ、速やかにご提出願います。作成時には、補助対象者の住所や、決定通知の発行日と文書番号にお間違えの無いようご注意ください。受領後、約2週間程度で補助金交付となります。

なお、請求書の提出時には振込先口座の情報確認のため、通帳の写しも併せて提出してください。



## ● 申請から交付までの流れ

※工期延長など、交付決定後に申請内容を変更する場合は、速やかに「変更承認申請書（様式第4号）」を提出してください。

問合せ先

大船渡市役所 上下水道部 下水道課 普及係

☎ 0192-27-3111（内線 201） / FAX : 0192-27-7844

HP : <https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/gesuido/>